

住宅 地域材利用（住宅の新築・リフォーム）補助金

閩森林課(市役所4階) ☎32-2078

市では、地域材を利用して住宅を新築・リフォームする人に対して、補助金を交付しています。

地域材利用新築住宅補助金

補助金額 一戸当たり30万円または40万円

主な要件

- ①市内で自ら居住するために新築する木造一戸建て住宅
- ②主要構造部材（土台、大引、根太、柱、間柱、筋交、梁、桁、束、母屋、棟木）に地域産乾燥材※1を10㎡以上使用している住宅
- ③延床面積（住宅部分の床面積）が80㎡以上の住宅
- ④市内の建築施工業者などが建築する など

※1 岡山県の木材業者等登録を受けている製材業者が製材した国産材製材品のうち、含水率25%以下のもの

地域材利用住宅リフォーム補助金

地域材材料費	補助金額
10万円～20万円未満	5万円
20万円～30万円未満	10万円
30万円以上	15万円

主な要件

- ①市内に立地している住宅
- ②地域材※2の材料費が10万円以上
- ③本人または市内業者による施工
- ④市税などに滞納がない など

※2 岡山県の木材業者等登録を受けている製材業者が製材した国産材製材品（皮むきなどの加工丸太を含む）

共通項目

申請時期 4月3日(月)～ 新築住宅補助金＝棟上げ20日前まで、リフォーム補助金＝工事着工前まで

申請方法 森林課または各支所・出張所担当課に備え付けの申請書（市ホームページから印刷可）に記入し、必要書類を添えて提出

下水道 合併処理浄化槽設置補助金

閩下水道課(市役所6階) ☎32-2100

家庭用の小型合併処理浄化槽を設置する人に補助金を交付します。

補助対象地域 全市域（公共下水道計画と農業集落排水施設整備事業計画の認可を受けた区域を除く）

補助金額（平成28年度：参考）

人槽	補助金額	
	久米地域	
5人槽	352,000円	332,000円
7人槽	441,000円	414,000円
10人槽	588,000円	548,000円

受付期間 4月3日(月)～5月1日(月)

※平成29年度の補助金は国の基準額決定後、市ホームページでお知らせします。地域により、別途上乘せ補助があります

※交付額が予定額に達するまで1カ月単位で期間を延長します

※申込方法など、詳しくはお問い合わせください

下水道 水洗便所・合併処理浄化槽改造資金融資あっせん制度

閩下水道課(市役所6階) ☎32-2100

水洗便所や合併処理浄化槽を改造する資金を借り入れることができる制度です。ご利用ください。

■水洗便所改造資金

くみ取り便所を水洗便所に改造する工事（浄化槽を撤去して下水道などに接続する工事を含む）の資金

■合併処理浄化槽改造資金

くみ取り便所や単独処理浄化槽を使用している人が、合併処理浄化槽に改造する工事を行う場合の資金

共通項目

融資限度額 80万円 **返済期限** 40カ月以内

要件 次のすべてに当てはまること①市税などに滞納がない②自己資金のみでは資金を一度に負担することが困難③融資を受けた資金の返済能力がある④同居者を除く連帯保証人がいる

※利率など、詳しくはお問い合わせください

省エネ 住宅用太陽光発電システムと超小型電気自動車の導入を応援

閩低炭素都市推進室(市役所1階) ☎32-2051

市では、持続可能な「低炭素都市津山」の実現に向けて、住宅用太陽光発電システムの設置や超小型電気自動車の購入の費用を補助します。

住宅用太陽光発電システム設置補助制度

補助金額	太陽光電池モジュールの公称最大出力の合計、または、パワーコンディショナーの定格出力のいずれか低い値で、1kW当たり 1万5千円（上限5万円）
対象システム	<p>主な要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ①電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第2項の規定による認定を受けている ②公称最大出力または定格出力のいずれか低い値が10kW未満 ③低圧配電線と逆潮流有りで連携している など
対象者	<p>次のすべてに当てはまること</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市内の自ら居住する住宅に対象システムを新たに設置、または対象システムを設置した建売住宅を購入し、電力会社と余剰電力の受給契約※1をしている人 ②市内業者と販売を契約、または、施工により発電システムを設置している人 ③過去にこの補助金の交付を受けたことがない人 ④市税などの滞納がない人 ⑤津山環境倶楽部※2に入会する人 <p>※1 余剰電力の受給契約とは、太陽光発電設備で作られた電気から自家消費分を差し引いた余りの電気を電力会社に売却する契約</p> <p>※2 住宅用太陽光発電システムの設置により、二酸化炭素排出削減量をクレジット化して、市の環境施策に有効利用するための任意団体</p>



超小型電気自動車購入費補助制度

補助金額	1台当たり 上限7万円（車体価格の2分の1以内）
補助可能台数	申請者1人に対し、同一年度内1台（法人は、3台まで）
対象車両	<p>主な要件</p> <p>搭載された電池によって駆動する定格出力が0.25kWを超え、0.6kW以下の電動機を原動機とする四輪以上の車両で、内燃機関を有さないものをいい、津山市発行の標識交付証明書にミニカーと記載されている など</p>
対象者	<p>次のすべてに当てはまること</p> <ol style="list-style-type: none"> ①津山市に住民登録されている個人または市内に本社や事業所などを有する事業者や法人 ②市内業者から購入した個人または法人 ③市税などの滞納がない個人または法人



共通項目

募集期間 4月3日(月)～平成30年3月30日(金)（先着順）

申込方法 低炭素都市推進室に備え付けの申請書（市ホームページから印刷可）に記入し、必要書類を添えて直接提出する

※予算額に達し次第、終了します